

特別養護老人ホーム等における嘱託医(配置医師)の報告について

令和5(2023)年3月
栃木県保健福祉部国保医療課

1 嘱託医(配置医師)の報告について

別添「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発第0331002号 厚生労働省保険局医療課長通知(令和4年3月25日一部改正)(以下「取扱通知」という。))により、県は特別養護老人ホーム等の配置医師にかかる情報を把握することとされていますので、該当施設の嘱託医(配置医師)の状況について、栃木県保健福祉部国保医療課宛てに報告をお願いしています。

2 対象施設

養護老人ホーム(定員111名以上)、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所等

- ・対象となる施設へは、例年年度当初に報告依頼をしています。
- ・令和4(2022)年4月2日以降に新規開設された施設のうち対象となる施設へは、令和5(2023)年度当初に報告依頼を予定しています。

3 報告内容

参考3「特別養護老人ホーム等における嘱託医(配置医師)の状況報告項目」を御参照ください。

4 報告方法

インターネット(電子申請)による報告

操作方法については、参考4「インターネットによる特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等調査の報告方法」を御参照ください。

また、パソコンだけでなく、スマートフォンによる報告も可能です。

インターネット環境のない施設は、下記「7 照会先」までお問い合わせください。

5 報告時期

前回の報告内容に変更が生じた場合には、その都度、御報告願います。

6 留意事項

取扱通知のとおり、施設の嘱託医(配置医師)が行う診療については、診療報酬として算定できない項目がありますので、各嘱託医(配置医師)に対して周知くださるようお願いいたします。

7 照会先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県保健福祉部国保医療課高齢者医療担当 (TEL: 028-623-3137)

【関連書類】

- ・**参考1** 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月25日付け保医発第0325第3号 厚生労働省保険局医療課長通知)
- ・**参考2** 特別養護老人ホーム等の施設及び嘱託医(配置医師)等の状況の報告方法等フローチャート
- ・**参考3** 特別養護老人ホーム等における嘱託医(配置医師)の状況報告項目
- ・**参考4** インターネットによる特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等調査の報告方法(栃木県電子申請システムの利用方法)